

社会福祉法人かさまい保育園 役員等報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かさまい保育園の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支払い)

第3条 評議員、理事、監事について、報酬は支給しないものとする。

(理事会及び評議員会の出席等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	費用弁償 (日額)
理事会出席等	0円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	費用弁償 (日額)
評議員会出席等	0円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁

償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、法人が別途定める「旅費規程」に準じ、次により旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	日 当	そ の 他
実 費	園長と同じ	園長と同じ	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程の改廃は、理事会の議決をもって行うものとする。

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	実費弁償
理事長業務報酬等（日額）	0円
理事及び評議員業務報酬等（日額）	0円
監事監査指導報酬等（日額）	0円